



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 256

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2022年6月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～安全運転管理者選任事業所のアルコールチェック義務化
- 3・交通事故の裁判事例～被害者の請求以上の入通院慰謝料の算定を認定
- 4・今日の朝礼話題～増加する自転車事故に注意しよう
- 5・【新発売】小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」
- 6・【好評発売中】
「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」
- 7・【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」



★6月前半の安全管理ごよみ

◆1日(水)～30日(木)

- 全国安全週間準備期間(厚生労働省、中央労働災害防止協会)
- 不正改造車を排除する運動強化月間(国土交通省)
- 環境月間(環境省)

◆5日(日)

- 世界環境デー

◆5日(日)～11日(土)

- 危険物安全週間(消防庁)

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2022/05/10/kongetsu-untankenri-2022-jun/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、W I L L法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第103回 「安全運転管理者選任事業所のアルコールチェック義務化」

【質問】

本年4月より、5台以上の社有車を所有する安全運転管理者選任事業所に、アルコールチェックが課されることとなりました。また、10月には機器を使用しての検査が求められると聞いています。万が一、アルコールチェックを実施しなかった場合に、事業所に科せられる罰則などを教えてください。

【回答】

令和3年11月10日「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、安全運転管理者の義務や管理方法についての規程を拡充する規則の改正が行われました。

以前から、一定の事業者が配置しなければならない安全運転管理者には、運転前の運転者に対するアルコールチェック等が義務づけられていましたが、運転後における酒気帯びの有無の確認や、確認の内容を記録することは義務づけられておらず、またアルコールの確認方法についても具体的に定められてはいませんでした。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/05/01/houritsu-103-alcoholcheck/>

■交通事故の裁判事例

今回は、事故で負傷した右眼が治療等を経て回復し、後遺障害に該当しないとされたが、入通院慰謝料の算定にあたって被害者が主張する以上の金額を認定した事例を紹介します。

『後遺障害に該当しなくとも、被害者の請求以上の入通院慰謝料の算定を認定』

【事故の状況】

平成25年12月8日午後4時5分ごろ、Aは原付バイクを運転して大阪市内の信号のない交差点を走行していたところ、交差道路から一時停止を無視して出てきた普通乗用車Bと出会い頭に衝突しました。

この事故でAは、左膝十字じん帯損傷及び左膝外側半月板損傷、頭部打撲による視力低下や複視等の負傷を負い、3回にわたって合計34日間入院、及び合計70日通院し、平成27年6月30日に症状固定の診断を受けました。

損害保険料率算出機構は、左膝については後遺障害等級第14級9号に該当するとしましたが、頭部打撲後の両眼の視力低下や複視については、後遺障害に該当しないと判断しました。

Aは、損害賠償の算定にあたって、事故によって右眼を負傷し、右滑車神経麻痺を原因とする右眼の複視の後遺障害が残存し、その程度は「一眼の眼球に著しい運動障害を残すもの」として第12級1号に該当すると主張しました。

これに対してBらは、右眼の複視は後遺障害等級認定基準に該当せず、日常生活に相当の不自由があることのみをもって、右眼の複視を後遺障害として扱うべきではないと否定しました。

【裁判所の判断】

「Aの右眼の複視は、医師の治療等を経て徐々に回復し、平成26年5月には複視の自覚がなくなっているなど、Aの右眼の症状につき、全証拠を総合しても等級表にある後遺障害があるとは認められない」

「しかし、右眼の負傷により社会生活上の多岐にわたる領域で相応の不便を強いられてきたという事情が認められ、そのような事情については、後遺障害逸失利益や後遺障害慰謝料の枠組みの中ではなくても、損害額の算定にあたって何らかの形で斟酌するのが相当である」

として、右眼の症状が回復するまでに被った精神的苦痛については、相当大きかったと評価し、入通院慰謝料の算定に当たって195万円（請求額約174万円）を認定しました。

（大阪地裁 令和元年6月13日判決）

■今日の朝礼話題

『増加する自転車事故に注意しよう』

コロナ禍で自転車を利用する人が増えてきましたが、交通事故も増加傾向となっています。

感染防止対策として満員電車を避けて自転車通勤に切り替える人が増えたことや、自転車で配達するフードデリバリー等が増えていることが事故の増加に結びついているようです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/05/16/tw-bicycle-accident/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

一般道路と比べて高速で移動する高速道路では、ひとたび事故が起きるとそ

の被害は大きなものとなります。

本冊子では、高速道路での他車の危険行動への対処法や、安全に走行するための運転行動を紹介していますので、高速道路で事故・トラブルに巻き込まれないために必要な知識を身につけることができる教育教材です。

ぜひ高速道路における事故やトラブルの撲滅に、本冊子をご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3NhW75G>

■ 【好評発売中】

「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,800円（税別・送料実費）

バス事業者にとって、乗客を安全かつ確実に輸送するために、安全運行・事故防止は最優先事項です。特に初任運転者に対する教育は重要ですが、これまで具体的な教育テキストはありませんでした。

本書は、中国バス協会様のご指導のもと指導したテキストで、バス運転者として知っておくべき知識をイラストや写真を用いてわかりやすく解説しており、初任運転者教育を行う際に最適なテキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3uKiCd9>

■ 【好評発売中】 小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、道路を横断中の歩行者や自転車が車に轢かれる事故が増加しています。事故の原因は、ドライバーが漫然運転をしていて前方をよく見ておらず、発見が遅れたケースがほとんどです。

本冊子では、対歩行者や自転車との事故が多く発生する6つの交通場面において、横断歩行者等を見落とさないためにチェックすべきポイントをイラストを用いて詳しく解説しています。

ぜひ事業所での対横断歩行者・自転車の事故防止に向けてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3tfTMRF>

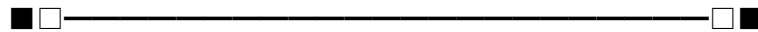
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和4年5月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

